

健保適用除外制度の手続きの流れ

事実発生日*から14日以内に年金事務所への手続き(以下の⑤)を行うことが必要です。
手続きは通常「事業主」が行います。

*事実発生日は法人設立日や個人事業所の従業員が5人以上になった日、法人事業所に就職した日などです。

あなた(組合員)の事業所の事業主

① 事業主や組合員は対象となる組合員が所属する支部へ事前に相談をして説明を受けてください

② 事業主や組合員は、支部から「健保適用除外承認申請証明依頼書」をもらってください

③ 事業主や組合員は「健保適用除外承認申請証明依頼書」を支部に提出してください

④ 本部から事業主宛てに建設連合国保の証明印が押された「健保適用除外承認証明申請書」が送付されます

⑤ 事業主は建設連合国保の証明印が押された④の「健保適用除外承認申請書」を年金事務所に提出してください。
下記の㉗と㉘を合わせてご確認ください

⑥ 年金事務所から対象となる組合員の事業主宛てに「健保適用除外承認証」が送付されます(2~3週間程度かかる見込)

⑦ 事業主や組合員は「健保適用除外承認証のコピー」を支部に提出してください。また、健保適用除外により組合員が国保組合に継続加入される場合は「変更届」を、新規加入される場合は「加入申込書」を同時に支部に提出してください

⑧ 新規加入者の場合は、支部から組合員宛てに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が送付されます

建設連合国保組合

年金事務所

上記以外に必要な手続き

㉗ 個人事業所が法人化した場合や個人事業所の従業員が5人以上になった場合、もしくは、それらの事業所を設立した場合、事業主は事実発生から5日以内に年金事務所に「(健康保険・厚生年金)新規適用届」を提出する必要があります。提出の際には、後日、「健保適用除外承認申請」を行う旨を必ず申し添えてください。

㉘ 「厚生年金被保険者資格取得届」も事実発生から5日以内に年金事務所に提出する必要があります。事前に年金事務所に連絡し、後日、「健保適用除外承認申請」を行う旨を必ず申し添えてください。

※ご不明点は、申請を行う年金事務所に相談してください。